



府 食 第232号 平成19年3月8日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会 委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年12月11日付け厚生労働省発食安第1211002号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価(ポリエチレンテレフタレートの追加)の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。なお、食品健康影響評価の詳細は、別添のとおりです。

記

食品等に使用されるポリエチレンテレフタレート並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく乳製品及び調製粉乳に使用されているポリエチレンテレフタレートの安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提とし、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請されたポリエチレンテレフタレートは、牛乳等に使用しても十分な安全性を確保している。

器具·容器包装評価書

乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る 食品健康影響評価(ポリエチレンテレフタレート の追加) について

> 2007年3月 食品安全委員会

目 次

目次		•	•	•	1
・ 審議の経緯		•	•	٠.	2
• 食品安全委員会	会委員名簿	•	•	•	2
• 食品安全委員会	会器具・容器包装専門調査会専門委員名簿	•	•	•	2
· 食品衛生法第1	8条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規	格	基	準	改正
に係る食品健康	影響評価(ポリエチレンテレフタレートの追加)に関する	る	Fi	姜糸	吉果
1. はじめに		•	•	•	2
2. PET につい	in the second se	•	•	•	3
2-1 特性		•	•	•	3
2-2 出発原	原料 (モノマー)	•	•	•	3
2-3 製造月	用添加剤等	•	•	•	4
2-4 製造ス	方法	•	•	•	5
2-5 牛乳等	等に使用する PET について	•	•		5
3. 溶出試験等に	こついて	•		•	6
3-1 食品撛	と 経似溶媒を使用した溶出試験	•			6
3-2 長期(保存におけるアンチモン・ゲルマニウムの溶出試験	•	•	•	8
3-3 長期(呆存における蒸発残留物試験	•	•	•	9
3-4 牛乳を	を溶媒として使用した溶出試験	•	•	•	9
3-5 溶出記	試験のまとめ	·.		•	1 0
4. 食品健康影響	緊評価		•		1 1
5 参考文献		_			1 0

<審議の経緯>

平成18年12月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価について要請、

関係書類の接受

平成 18 年 12 月 14 日 第 171 回食品安全委員会 (要請事項説明)

平成 18 年 12 月 19 日 第 8 回器具·容器包装専門調査会

平成19年1月18日 第174回食品安全委員会(報告)

平成19年1月18日 国民からの意見・情報の募集

~2月16日

平成19年3月6日 器具・容器包装専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ

報告

平成19年3月8日 第181回食品安全委員会(報告)

同日付け厚生労働大臣に通知

<食品安全委員会委員名簿>

平成 18 年 12 月 20 日まで 平成 18 年 12 月 21 日から

委員長 寺田 雅昭 委員長 見上 彪

委員長代理 見上 彪 委員長代理* 小泉 直子 小泉 直子 長尾 拓

長尾 拓 野村 一正

野村 一正 畑江 敬子

畑江 敬子 本間 清一

本間 清一 *平成19年2月1日から

<食品安全委員会器具·容器包装専門調査会専門委員名簿>

座長 山添 康

座長代理 清水 英佑

井口 泰泉 大久保 明

加藤 茂明 河村 葉子

小泉 昭夫 長尾 哲二

中澤 裕之 永田 忠博

広瀬 明彦 堀江 正一

渡辺 知保

食品衛生法第18条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に 係る食品健康影響評価(ポリエチレンテレフタレートの追加)に関する審議結果

1. はじめに

乳及び乳製品の容器包装に関しては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)(以下、「乳等省令」という。)により規格基準が定められている。この乳等省令では牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調製牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム(以下、「牛乳等」という。)の内容物に直接接触する合成樹脂については、ポリエチレンとエチレン・1-アルケン共重合樹脂の2種類となっており、使用できる添加剤も制限されている。一方、ポリエチレンテレフタレート(以下、「PET」という。)については、これまで発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料(以下、「乳製品」という。)や調製粉乳には使用が認められているが、牛乳等については、これまで要望がないため検討されておらず、容器包装としての使用は認められていない。

今般、関係業界団体より、当該合成樹脂を牛乳等に使用できる容器包装として追加することについて厚生労働省に要請がなされたため、厚生労働省から食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価が依頼されたものである。

なお、現在のPET の規格基準は、表1のとおりである。PET の規格基準としては、食品、添加物等の規格基準並びに乳等省令の乳製品及び調製粉乳にあるが、乳等省令の基準は溶出試験の蒸発残留物、アンチモン、ゲルマニウムの項目で、食品、添加物等の規格基準より低い基準値となっている。また、牛乳、成分調製乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料については、殺菌後10℃以下に冷却保存するものと、常温保存可能品(連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生法上摂氏10℃以下で保存することを要しないもの)があり、常温保存可能品については、乳等省令に基づき、製品ごとに厚生労働大臣が認定することとなっている。

今回は、既に食品等に使用される PET 並びに乳等省令に基づく乳製品及び調製粉乳に使用されている PET の安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提として、提出された資料を検討の上、PET を牛乳等に使用した場合の安全性について評価を行うこととした。

表1 器具・容器包装に関する PET の規格基準

(ppm)

	Ţ	試験方法又は条件	食品等の規	乳等省令 2)	
試験名	試験項目		格基準1)	乳製品 (PET)	調製粉乳(PET)
	カドミウム	原子吸光光度法又は	≦ 100	≦ 100	≦ 100
材質試験	鉛	誘導結合プラズマ発 光強度測定法 ³⁾	≦ 100	≦ 100	≦ 100
	重金属	4%酢酸	≦ 1	≦ 1	≦ 1
溶出試験	過マンカ・ン酸カ リウム消費量	水	≦ 10	≦ 5	≦ 5
		n-^プタン	≦ 30		_
	蒸発残留物	20%I\$/-N	≦ 30	_	_
		水	≦ 30	_	
		4%酢酸	≦ 30	≦ 15	≦ 15
	アンチモン	4%酢酸	≦ 0.05	≦ 0.025	≦ 0.025
	ケ・ルマニウム	4%酢酸	≦ 0.1	≦ 0.05	≦ 0.05

1) 食品、添加物等の規格基準(告示370号) 第3 器具および容器包装(抜粋)

- 2) 乳等省令 別表4 (抜粋)
- 3) 乳等省令ではポーラログラフ法又は原子吸光光度法

2. PET について

名 称: ポリエチレンテレフタレート、ポリテレフタル酸エチレン

(polyethylene terephthalate)

分子式:(C₁₀H₈O₄)_π CAS NO.: 25038-59-9

2-1 特性

PET は、ジカルボン酸とジオールの縮重合によって作られる熱可塑性ポリエステルの一つであり、主にテレフタル酸またはそのジメチルエステルとエチレングリコールの縮重合物である。一般的に平均分子量(数)は $20,000\sim30,000$ g/mol(重合度 (n数) $100\sim150$)程度で、融点 255° C、ガラス転移点 70° Cの結晶性の良い熱可塑性高分子である。わが国の 2005 年の生産量は、ボトル 570,610 トン、フィルム 192,000 トン、シート 274,110 トンである (1,2)。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では中空成形容器(飲用ボトル等)やトレー等に使用されている (3)。

2-2 出発原料(モノマー)

主要な出発原料(モノマー)はジオール成分としてエチレングリコール(EG)、酸成分としてジメチルテレフタレート(DMT)、またはテレフタル酸(TPA)である(1)。また、ジェチレングリコールなどのジオール成分及びアジピン酸、イソフタル酸などの酸成分が副成分として使われる場合がある。牛乳等の容器包装として使用される PET の出発原料は以下のとおりである(4)。

(1) 主要な出発原料としてのジオール成分

(1) EG

化学式:HOCH,CH,OH

性状:無色、無味、粘性のある吸湿性のシロップ状液体

分子量:62.07

CAS NO.: 107-21-1

化審法既存化学物質整理番号:2-230

(2)主要な出発原料としての酸成分

① DMT

化学式:

性状:水には難溶、エーテルに易溶の白色結晶、溶融すると無色透明の液体。

分子量:194.19

CAS NO.: 120-61-6

化審法既存化学物質整理番号: 3-1328

2 TPA

化学式:

性状:水及び大部分の溶媒に不溶の白色粉末

分子量:166.14

CAS NO. : 100 - 21 - 0

化審法既存化学物質整理番号: 3-1334

(3) 主要な出発原料としてのジオールと酸の縮合物

① ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート (BHET) CAS NO.: 25038-59-9

(4) 副成分としてのジオール成分

① ジェチレングリコール

CAS NO. : $1 \ 1 \ 1 - 4 \ 6 - 6$

② ブタンジオール-1,4

CAS NO. : 1.10 - 6.3 - 4

③ 1,4-シクロヘキサンジメタノールCAS NO.: 105-08-8

(5) 副成分としての酸成分

① アジピン酸

CAS NO. : 124-04-9

② イソフタル酸

CAS NO. : 121-91-5

③ イソフタル酸ジメチル

CAS NO. : 1459-93-4

④ セバシン酸

CAS NO.: 111-20-6

2-3 製造用添加剤等

(1)添加剤

牛乳等の容器包装の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に使用できる添加剤

は、乳等省令の別表4 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部(二)乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の款(1)の1のbのCよりステアリン酸カルシウム、グリセリン脂肪酸エステル、二酸化チタンとなっている。その中で、PETに使用が想定されるのは主に二酸化チタンである。

(2) 触媒

PET の重合触媒としてアンチモン系及びゲルマニウム系が使用される。

2-4 製造方法

製造法には、二つの方式があり、一つはパラキシレン(PX)を酸化した粗 TPA をエステル 化して得られる DMT と、EG を縮重合する方式である。もう一方は、純度の高い TPA 製造技術 が開発されたことにより可能となった TPA と EG を直接に縮重合する方式であり、現在の製造 法の主流になっている($^{(1)}$)。

(1) DMT 法 (エステル交換法)

DMT と EG を 180℃以上に加熱しビスヒドロキシエチルフタレート (BHT) を合成する。これを高温、高真空下に加熱して EG を留去しながら分子量 2 万程度のポリマーとする。触媒として、アンチモン系 (三酸化アンチモンなど)、ゲルマニウム系を使用する。その後 PETの融点以下に温度を下げて、固相重縮合によりさらに高分子量のポリマーとする⁽²⁾。

(2) TPA法(直接重合法)

TPA を出発原料とし、EG と直接反応させ、BHT を合成する。以下は DMT 法と同じである ⁽²⁾。

2-5 牛乳等に使用する PET について

今回検討対象となった牛乳等用の PET は、使用される出発原料及び添加剤が限定されている。使用される出発原料は、既に我が国において、食品用の器具・容器包装として使用されているもので、欧米においても使用が認められているものである。また、添加剤は、既に食品用の器具・容器包装及び乳等省令で牛乳等に使用されているもので、グリセリン脂肪酸エ

ステル、二酸化チタンは食品添加物に、ステアリン酸カルシウムは日本薬局方医薬品に指定 されているものである。

3. 溶出試験等について

3-1 食品擬似溶媒を使用した溶出試験

(1) 重金属

PET ボトルに 4 %酢酸を充填し、浸出条件 6 0 ℃ 3 0 分間の溶出試験において、重金属の溶出量は検出限界未満であった⁽⁵⁾。

表2 食品擬似溶媒を使用した重金属の溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル ¹⁾	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず(検出限界 1ppm)(Pb として)

^{1) 500}ml 容器に溶媒充填。重合の触媒不明。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量

PET ボトルに水を充填し、浸出条件 6 0 \mathbb{C} 3 0 分間の溶出試験において、過マンガン酸カリウム消費量は検出限界未満であった $\mathbb{C}^{(5)}$ 。

表3 食品擬似溶媒を使用した過マンガン酸カリウム消費量

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル ¹⁾	60℃ 30分	水	検出せず(検出限界 0.5ppm)

^{1) 500}ml 容器に溶媒充填。重合の触媒不明。

(3)蒸発残留物

PET ボトルに 4 %酢酸、20%エタノール及び50%エタノールを充填し、浸出条件60 $^{\circ}$ 030分間、また、n- $^{\circ}$ 79ンを充填し、浸出条件25 $^{\circ}$ 1時間の溶出試験において、蒸発残留物の溶出量はすべて検出限界未満であった (5)。

また、市販 PET 製品 (シート、ボトル) にオリーブ油及び n-ヘプタンを浸出用液として、オリーブ油は60 C30 分間、95 C30 分間、110 C30 分間、n-ヘプタンは25 C30 分間、60 C30 分間、95 C30 分間の浸出条件による蒸発残留物の溶出量は、すべて検出限界未満であった a

表 4 食品擬似溶媒を使用した蒸発残留物の溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
		4%酢酸	検出せず (検出限界 3. Oppm)
PET ポトル ¹⁾	60℃ 30分	20%エタノール	検出せず (検出限界 4. Oppm)
		50%エタノール	検出せず (検出限界 4. Oppm)
	25℃ 1時間	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 1. Oppm)
	25℃ 1時間	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3. Oppm)
市販 PET 製品、	60℃ 30分	オリープ油	検出せず (検出限界 3. Oppm)
シート 2)		n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3. Oppm)
	95℃ 30分	オリープ油	検出せず (検出限界 3. Oppm)
	·	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3.0ppm)
	110℃ 30分	オリープ油	検出せず (検出限界 3. Oppm)
	25℃ 1時間	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3.0ppm)

	60℃ 30分	オリープ油	検出せず(検出限界 3. 0ppm)
市販 PET 製品、	L	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3.0ppm)
ボトル ²⁾	95℃ 30分	オリープ油	検出せず (検出限界 3. Oppm)
	L	n-ヘプタン	検出せず (検出限界 3. Oppm)
	110℃ 30分	オリープ油	検出せず (検出限界 3.0ppm)

注1)500ml 容器に溶媒充填。重合の触媒不明。

(4) アンチモン

アンチモン系を触媒として重合した炭酸飲料用 PET ボトル(アンチモン含有量 200-215ppm)、成形材料である PET レジン(アンチモン含有量 200-221ppm)に 4 %酢酸、5 0 %エタノールを浸出用液として、4 %酢酸で 6 0 $^{\circ}$ 3 0 分間、5 0 %エタノールで 1 0 $^{\circ}$ 5 日間(PET レジンのみ)、10 $^{\circ}$ 1 0 日間及び 2 3 $^{\circ}$ 1 ・5 ・ 1 0 日間の浸出条件によるアンチモンの溶出試験において、溶出量はすべて検出限界未満であった $^{(7)}$ 。

PET ボトルに 4 %酢酸を充填し、浸出条件 6.0° 3 0 分間の溶出試験において、アンチモンの溶出量は検出限界未満であった (5)。

また、PET ボトルに 4 %酢酸を充填し、浸出条件 4 0 ℃ 1 0 日間の溶出試験において、アンチモンの溶出量は検出限界未満であった ⁽⁶⁾ 。

表 5 食品擬似溶媒を使用したアンチモンの溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル "	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 1 ppb)
	10℃ 10 日間		
	<u> </u>	50%エタノール	検出せず (検出限界 1 ppb)
	23℃ 1日間		
1	23℃ 5日間		
	23℃ 10日間		
PET レジン ²⁾	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 1 ppb)
j	10℃ 5日間		
	10℃ 10日間	50%エタノール	検出せず (検出限界 1 ppb)
	23℃ 1日間		
1	23℃ 5日間		
	23℃ 10日間		
PET ボトル ³)	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 0.025ppm)
PET ポトル 4)	40°C10日間	4%酢酸	検出せず(検出限界 5ppb)

注1) アンチモン系を触媒として重合した炭酸飲料用 PET500ml 容器に溶媒充填

(5) ゲルマニウム

ゲルマニウム系を触媒として重合した耐熱用 PET ボトル(ゲルマニウム含有量 55-60ppm)、成形材料である PET レジン(ゲルマニウム含有量 33-35ppm)に4%酢酸、50%エタノールを浸出用液として、4%酢酸で60 $^{\circ}$ 030分間、50%エタノールで10 $^{\circ}$ 5日間 (PET レジンのみ)及び10 $^{\circ}$ 10日間の浸出条件によるゲルマニウムの溶出試験において、溶出量はすべて検出限界未満であった (7)。

PET ボトルに 4 %酢酸を充填し、浸出条件 6 0 $^{\circ}$ 3 0 分間の溶出試験において、ゲルマニウムの溶出量は検出限界未満であった $^{(5)}$ 。

注2)由来不明

注2) アンチモン系を触媒として重合した PET レジン、溶媒/表面積 2 ml/cm²

注3) 500ml 容器に溶媒充填。重合の触媒不明。

注4) 1L 二軸配向ボトルに溶媒充填 (1.6ml/cm²)。重合の触媒不明。

また、PETボトルに4%酢酸を充填し、浸出条件40℃10日間の溶出試験において、ゲルマニウムの溶出量は検出限界未満であった⁽⁶⁾。

表6 食品擬似溶媒を使用したゲルマニウムの溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル ¹⁾	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界1 ppb)
	10℃ 10日間	50%エタノール	検出せず (検出限界 1 ppb)
PET レジン ²⁾	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 1 ppb)
	10℃ 5日間	50%エタノール	検出せず (検出限界 1 ppb)
	10℃ 10日間		
PET ボトル ³)	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 0.05ppm)
PET ボトル 4)	40℃10日間	4%酢酸	検出せず (検出限界 5ppb)

- 注1) ゲルマニウム系を触媒として重合した耐熱用 PET500ml 容器に溶媒充填
- 注2)ゲルマニウム系を触媒として重合した PET レジン、溶媒/表面積 2 ml/cm²
- 注3) 500ml 容器に溶媒充填。重合の触媒不明。
- 注4) 1L 二軸配向ポトルに溶媒充填 (1.6ml/cm²)。重合の触媒不明。

(6) 二酸化チタン

二酸化チタンを 2%添加した PET シート (コップ成形用シート) に4%酢酸、50%エタノールを浸出用液として、4%酢酸が60 $^{\circ}$ 30分間、50%エタノールが10 $^{\circ}$ 5・10日間の浸出条件によるチタンの溶出試験において、溶出量はすべて検出限界未満であった $^{(1)}$ 。

表7 食品擬似溶媒を使用した二酸化チタンの溶出試験

検 体.	浸出条件	浸出用液	結果
PET シート"	60℃ 30分	4%酢酸	検出せず (検出限界 10 ppb)
	10℃ 5日間	50%エタノール	検出せず(検出限界 10 ppb)
	10℃ 10日間]	

注 1) アンチモン系を触媒として重合した PET レジン (成形材料) に二酸化チタンを 2%添加して作製、 溶媒/表面積 2 ml/cm²

3-2 長期保存におけるアンチモン・ゲルマニウムの溶出試験(6)

アンチモン系及びゲルマニウム系を触媒として製造された PET ボトルに 4 % 酢酸を充填し、浸出条件を長期間の室温とするアンチモン及びゲルマニウムの溶出試験が行われた。その結果、ゲルマニウムについては、2 回試験が行われたが、3 ヶ月・6 ヶ月・9 ヶ月後は検出限界未満で、1 年後は1 回が検出限界未満、他の1 回は 5 ppb の溶出が認められた。

アンチモンについては、1回の試験が行われたが、3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月・1年後では、すべて検出限界未満であった。

表8 長期保存における金属触媒(ゲルマニウム、アンチモン)溶出量試験結果

(ppb) 保存期間 (月) 触媒金属 検体 3 6 9 1 2 ゲルマニウム ボトル ND ND 1 ND N D ND ND ND ボトル アンチモン ND ND ND ND

1L 二軸配向ボトルに 4%酢酸 (1.6ml/cm²) を充填保存 ND:5ppb 未満保存条件 1. 室内 (南側窓際) (昭和51年8月~昭和52年7月)

2. 室内(南側窓際)(昭和51年10月~昭和52年9月)

3-3 長期保存における蒸発残留物試験(6)

PET ボトルに n-ヘプタン、20%エタノール、4%酢酸、水を充填し、浸出条件を長期間室温とする蒸発残留物の溶出試験が行われた。それぞれ、3、6、9ヶ月及び1年間として2回試験が行われたが、蒸発残留物は、n-ヘプタンでは検出せず~7 ppm、20%エタノールでは検出せず~5ppm、4%酢酸では3ppm~10ppm、水では検出せず~10ppmであった。

表9 長期保存における蒸発残留物試験結果 (ppm)

溶媒	保存 検体	期間(月)	3	6	9	12
n-ヘプタン	ボトル	1	6	5	4	ND
	ŀ	2	6	7	6	ND
20%エタノール	ボトル	1	ND	4	4	4
		2	ND	5	5	ND
4%酢酸	ボトル	1	3	8	10	4
		2	4	9	10	7
水	ボトル	1	ND	6.	9	ND
		2	ND	7	1.0	ND

1L 二軸配向ボトルに溶媒 (1.6ml/cm²) を充填保存 ND:3ppm 未満保存条件 1. 室内(南側窓際)(昭和51年8月~昭和52年7月)

2. 室内(南側窓際)(昭和51年10月~昭和52年9月)

3-4 牛乳を溶媒として使用した溶出試験

アンチモン系及びゲルマニウム系を触媒として製造された PET ボトルに牛乳を充填し、カドミウム、鉛、アンチモン及びゲルマニウムの溶出試験が行われている。

(1) カドミウム

アンチモン系及びゲルマニウム系を触媒として製造された 2 種類の PET ボトルに牛乳を充填し、浸出条件 6.0° 3 0 分間、 1.0° 1 0 日間の溶出試験において、カドミウムの溶出量は、すべて検出限界未満であった (8)。

表 10 牛乳を浸出用液としたカドミウムの溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル ¹⁾	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.01ppm)
	10°C 10 ⊞	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.01ppm)
PET ボトル ²⁾	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.01ppm)
	10°C 10 ⊟	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.01ppm)

注1) アンチモン系を触媒として重合した PET ボトル 500ml 容器に溶媒充填

注2) ゲルマニウム系を触媒として重合した PET ポトル 500ml 容器に溶媒充填

(2)鉛

アンチモン系及びゲルマニウム系を触媒として製造された 2 種類の PET ボトルに、牛乳を充填し、浸出条件 6 0 $^{\circ}$ 3 0 分間、 1 0 $^{\circ}$ 1 0 日間の溶出試験において、鉛の溶出量は、すべて検出限界未満であった $^{(8)}$ 。

表 11 牛乳を浸出用液とした鉛の溶出試験表

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PETボトル 1)	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.05ppm)
	10℃ 10日	市販牛乳	検出せず(検出限界 0.05ppm)
PET ポトル ²⁾	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず(検出限界 0.05ppm)
	10℃ 10 日	市販牛乳	検出せず(検出限界 0.05ppm)

注1) アンチモン系を触媒として重合した PET ボトル 500ml 容器に溶媒充填

(3) アンチモン

アンチモン系を触媒として製造された PET ボトルに、牛乳を充填し、浸出条件 6.0° 3 0 分間、 1.0° 1 0 日間の溶出試験において、アンチモンの溶出量はすべて検出限界未満であった (8)。

表 12 牛乳を浸出用液としたアンチモンの溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ボトル ¹⁾	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず(検出限界 0.0025ppm)
	10℃ 10日	市販牛乳	検出せず(検出限界 0.0025ppm)

注1) アンチモン系を触媒として重合した PET ボトル 500ml 容器に溶媒充填

(4) ゲルマニウム

ゲルマニウム系を触媒として製造した PET ボトルに牛乳を充填し、浸出条件 6.0 % 3 0分間、1.0 % 1.0日間の溶出試験において、ゲルマニウムの溶出量は検出限界未満であった。 (8)

表 13 牛乳を浸出用液としたゲルマニウムの溶出試験

検 体	浸出条件	浸出用液	結果
PET ポトル ¹⁾	60℃ 30分	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.005ppm)
	10℃ 10日	市販牛乳	検出せず (検出限界 0.005ppm)

注1) ゲルマニウム系を触媒として重合した PET ポトル 500ml 容器に溶媒充填

3-5 溶出試験のまとめ

PET は、前述のように食品擬似溶媒(4%酢酸、50%エタノール)を浸出用液として行った 1年間保存のゲルマニウムの溶出試験で5ppbの溶出が認められたが、その他のアンチモン、ゲルマニウム、カドミウム、鉛、重金属及び二酸化チタンの溶出試験において、これらの溶出は認められなかった。また、有機物の総量試験で過マンガン酸カリウムの消費量は検出されず、有機物の溶出は認められなかった。さらに食品擬似溶媒(4%酢酸、20%エタノール、50%エタノール、n-ヘプタン、オリーブ油)を浸出用液として行った蒸発残留物の溶出試験においても、3ヶ月~1年間保存で10ppm以下の溶出がみられるものもあったが、溶出は微量と考えられる。

また、PET 製のボトルに牛乳を浸出用液として行ったカドミウム、鉛、アンチモン、ゲルマニウムの溶出試験においても、検出限界未満となっており、食品擬似溶媒を浸出用液とした場合と同様に、溶出はほとんどないと考えられる。

注2) ゲルマニウム系を触媒として重合した PET ボトル 500ml 容器に溶媒充填

4. 食品健康影響評価

牛乳等の容器包装に使用する PET の原材料として使用される出発原料は、既に我が国において一般食品用の器具・容器包装に汎用され、しかも欧米で安全性評価を受けているものの中から、最小限の品目に限定されている。牛乳等の容器包装の内容物に直接接触する合成樹脂の製造に使用できる添加剤(ステアリン酸カルシウム、グリセリン脂肪酸エステル、二酸化チタン)は、既に乳等省令で牛乳等に使用が認められている範囲内のもので、食品添加物または日本薬局方医薬品に指定されている。

また、食品擬似溶媒を使用した PET からの金属触媒、添加剤(代表例として二酸化チタンで実施)、重金属、蒸発残留物等の溶出量は、大部分が検出限界未満であった。さらに、牛乳を溶媒とした 10° 10日または 60° 30分におけるカドミウム、鉛、アンチモン及びゲルマニウムの溶出試験の結果、溶出量は検出限界未満(検出限界値は乳等省令の乳製品の基準値の1/10以下)であり、これらの条件下において牛乳等に使用しても安全性が懸念される結果は認められなかった。

以上のことから、食品等に使用される PET 並びに乳等省令に基づく乳製品及び調製粉乳に使用されている PET の安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提とし、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請された PET は、牛乳等に使用しても十分な安全性を確保していると判断された。

なお、牛乳等に PET 容器を使用する場合においては、食中毒防止の観点による、微生物学的リスクなどを踏まえ、注意喚起の表示等、適切な指導が必要であると考える。

5. 参考文献

- (1) PET ボトル・トレイ協合同 TF、ポリエチレンテレフタレートについて
- (2) 食品安全性セミナー7 器具・容器包装、2002、中央法規、細貝祐太朗、松本昌雄、監修、p87~92
- (3) 平成 18 年 12 月 11 日付け厚生労働省発食案第 1211002 号、食品健康影響評価について
- (4) ポリエチレンテレフタレート 2-23 (1) 基ポリマーの範囲
- (5) 社団法人日本乳業協会、平成 17 年度 容器・包装に関する調査事業報告書、牛乳・乳製品機能性調査分析、容器・包装に関する調査分析
- (6) 厚生省環境衛生局食品化学課、食品、添加物等の規格基準の一部改正について (昭和 34 年厚生省告示第 370 号)昭和 55 年 6 月 20 日厚生省告示第 109 号、食品衛生研究 Vol. 30, No. 9. p15 ~24
- (7) PET ボトル協議会・PET トレイ協議会、PET 樹脂の衛生安全性について一金属触媒、添加剤の 溶出特性に関する試験 –
- (8) 社団法人日本乳業協会、平成 17 年度 容器・包装に関する調査事業報告書、牛乳・乳製品機能性調査分析、容器・包装に関する調査分析 追加試験